

令和6年度第2回 門真市子ども・子育て会議 議事録

- 1 日 時：令和6年11月27日（水）午後3時30分～5時
- 2 場 所：門真中町ビル2階 会議室（E）
- 3 出席者：合田委員長、東野委員、本田貴裕委員、本田恵委員、遠山委員、嶋崎委員、大西委員、
足立委員、安井委員、緒賀委員
- 4 事務局：こども部 寺西部長、中野次長
こども政策課 美馬課長、浅尾主任、緒方主査
子育て支援課 漕江課長、永原参事、馬屋原課長補佐
保育幼稚園課 竹田課長、中永課長補佐
- 5 傍聴者：0名
- 6 次 第：(1) 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
(2) 施策の展開について
(3) 量の見込みと確保方策について
(4) その他

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和6年度第2回門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議内容につきましては、議事録を作成するため、録音させていただいております。予めご了承くださいますようお願いいたします。

本日は、15名中10名の委員にご出席いただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日、傍聴の方はおられません。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

「資料1 門真市子ども・子育て会議 委員名簿」、「資料2 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）」、「資料3 施策の展開」、「資料4 ひとり親家庭等の支援の基本方針と施策の展開」、「資料5 量の見込みと確保方策」、以上でございます。

資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、まず、委員の変更についてご報告させていただきます。

資料1の「門真市子ども・子育て会議委員名簿」をご覧ください。

この度、変更となりましたのは、労働者を代表する者として連合大阪守門地区協議会より就任いただいている委員でございます。

これまでの、山田直毅様に委員として就任いただいておりますが、令和6年11月25日より嶋崎智章様に就任いただいております。

嶋崎委員におかれましては、本日よりよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の進行につきましては、委員長に一任したいと思います。
よろしくお願いいたします。

(合田委員長)

改めまして、皆様方ご多忙の中ご参集いただきまして本当にありがとうございます。

今日の議題の大きいところは、第3期、来年度からの新たな事業計画の内容についてですので、いろいろとご意見をいただけたらと思います。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題1の「門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の骨子案について」事務局より説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

資料2をご覧ください。

こちらは、計画を策定するにあたり、記載内容を整理するために作成した計画の骨子案となります。
まず、2ページの目次をご覧ください。

計画全体の構成としましては、「第1章 計画の概要」、「第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題」、「第3章 計画の基本的な考え方」、「第4章 施策の展開」、「第5章 量の見込みと確保方策」、「第6章 ひとり親家庭等の支援」、「第7章 子どもの貧困対策の推進」、「第8章 計画の推進」、最後に資料編と9つの項目としています。

次の3ページから5ページまでは「第1章 計画の概要」の内容となっており、計画策定の背景と趣旨や計画の法的な位置付け、計画期間、計画策定の取組について記載しています。

次の6ページから19ページまでは「第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題」の内容となっています。

11ページまでは本市の人口動態等の現状として、就学前児童人口の推移や女性の就労状況、出生の動向などの統計情報を記載しており、12ページから18ページまでは幼児期の教育・保育の利用状況として、幼稚園や保育所、認定こども園などの在籍状況や地域子ども・子育て支援事業の利用状況を記載しています。

19ページには、この計画を策定するにあたり実施したニーズ等調査結果の一部を項目のみですが記載させていただいています。

これらの統計情報やニーズ等調査の結果については、計画に記載する際は、必要に応じてグラフにするなど、視覚的に見やすくなるように調整いたします。

また、この章には第2期計画の進捗状況も記載する予定としています。こちらは今年度の取組なども含め、内容を作成中ですので完成次第改めてお示しします。

次の20ページから23ページまでは「第3章 計画の基本的な考え方」の内容となっており、この計画の基本理念や基本的な視点、施策の体系などを記載しています。

まず、基本理念は、第1期、第2期計画と同じく「あふれる笑顔 こどもの輝く未来 かどま」としています。

次の 21 ページには基本的な視点を記載しており、「子どもの育ちの視点」、「家庭での子育ての視点」、「地域での支え合いの視点」の 3 つを設定しています。

22 ページと 23 ページには基本理念の実現に向けた基本的な視点に対応する 3 つの基本目標を記載しています。

「子どもの育ちの視点」に対応する基本目標 1 は「一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり」、「家庭での子育ての視点」に対応する基本目標 2 は「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」、「地域での支え合いの視点」に対応する基本目標 3 は「子どもや子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり」としています。

これらは、いずれも第 2 期計画の内容を引き継がせていただいています。

なお、基本目標それぞれに、基本施策が付随していますが、詳細は後の議題で説明いたしますので、ここでは説明を省略させていただきます。

次の 24 ページから 35 ページまでは「第 4 章 施策の展開」となっており、また、その次の 36 ページから 60 ページまでは「第 5 章 量の見込みと確保方策」となっていますが、これらについても後の議題で説明いたしますので、ここでは説明を省略させていただきます。

次の 61 ページから 72 ページまでは「第 6 章 ひとり親家庭等の支援」となっています。

こちらは、ひとり親家庭等に係る取り組みに焦点を当て、関連する統計情報や調査結果のほか、基本的な視点や基本方針と施策の展開などについて記載しています。

この章の基本的な視点については 64 ページと 65 ページに記載しており、1 つ目が「ひとり親家庭等への理解の促進と人権の尊重」、2 つ目が「生活全般にわたる自立の促進・支援」、3 つ目が「親子が健やかに育つ環境づくり」となっています。

また、66 ページからはこの章における基本方針と施策の展開について記載していますが、後の議題で説明させていただきますので、ここでは説明を省略させていただきます。

次に 73 ページは「第 7 章 子どもの貧困対策の推進」としていますが、こちらはタイトル・内容を含め作成中ですので、完成次第改めてお示しします。

次の 74 ページは「第 8 章 計画の推進」としており、こちらは計画の推進体制や進行管理について記載しています。

最後に資料編ですが、こちらには第 2 期計画同様に計画策定の経過や関係する会議の委員構成などを記載する予定ですので、計画案の完成後に内容を取りまとめる予定としています。

骨子案についての説明は以上でございます。

(合田委員長)

ただいま、第 3 期子ども・子育て支援事業計画の骨子案についての説明がありました。

ご意見やご質問等がありましたら挙手の上、よろしくお願いいたします。

はい。大西委員。

(大西委員)

今、骨子案を説明いただきまして、7 ページのところにある人口動態の推移が課題のところで、0 歳～5 歳の合計人数が 3,829 人、5 年後の令和 11 年には 3,515 人と 300 人も減少するという推移が出て

いるのですが、これは大きい保育園が2つなくなる、150人定員の園がこの5年間で2つなくなる規模の減少率なんですね。

現場で保育に携わっている私からすると、ここはやはり門真市の未来の部分であって、この減少に対する、少子化をなくすという計画、少子化はなかなか止まらないですけども、少しでもなだらかにする、若しくは子育て世帯の移住を呼び込むといえますか。

この町で、すごくいい教育をしていて、だから門真市を選んでここの教育、ここで子育てをしたくなるというような計画にこれが果たしてなっているのか、なっていないのかという部分が。

私は、一番の課題が少子化、子どもの減少だと思っているので、ここにもっとフォーカスを当てていただきたい。

同業者の幼稚園の方から足立先生も今日来ていただいていますけれども、5年後にはどちらかがいなくなっているかもしれませんので、そう考えると非常に怖いなという人数なんですよ、300人いなくなるというのは。

これはあくまでも期待値で300人マイナスなので、もっと減る可能性もございますので、もう少しそのようなところも盛り込んでいただけたらうれしいなと思います。

(合田委員長)

ありがとうございます。

今、大西委員の方から門真市の今後5年の人口動態について、マイナス300人ぐらいになるということで、骨子案の内容も大事ですけども、もっと大局的に少子化全体のことを捉えられないかというご質問だったかと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

今すぐにお答えはできませんけれども、いただいたご意見について何かしら記載ができないか検討させていただきます。

(大西委員)

ぜひとも、お願いします。

(合田委員長)

大西委員、よろしいでしょうか。

(大西委員)

はい。

(合田委員長)

それでは、事務局はご検討のほどよろしくお願いします。

他、いかがでしょうか。

事務局から提示していただいている骨子案で特にご意見やご質問は大丈夫でしょうか。

特になければ、次の「施策の展開について」に入ってよろしいでしょうか。

(委員全員)

はい。

(合田委員長)

でしたら、議題２の「施策の展開について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

資料３をご覧ください。

こちらは計画の「第４章 施策の展開」に記載する内容をまとめた資料となります。

まず、２ページをご覧ください。

先ほど、基本理念と基本的な視点、基本目標までを説明いたしましたが、それぞれの詳細については３ページ以降で説明させていただきます。

まず、３ページから９ページまでは「基本目標１ 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり」となっています。

３ページの基本施策１は「質の高い幼児期の教育・保育の提供及びつながりのある教育の推進」としており、就学前児童に対する教育・保育の提供に係る内容としています。

個別施策は、「総合的な幼児教育・保育の提供」、「幼稚園教諭・保育士等の確保と資質の向上」、「教育・保育施設の環境整備」、「幼児教育・保育と小学校との交流・連携の強化」の４項目としています。

第２期計画からの変更として、公立園の最適化の内容を事業の完了に伴い削除しており、また、保育士等の確保についての記載を追加しています。

次に４ページから５ページの基本施策２は「学校教育の推進と教育環境の充実」としており、小中学校における教育環境の整備等に係る内容となっています。

個別施策は、「教育環境の充実」、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「思春期保健対策の充実」、「食育の推進」、「環境学習の充実」、「『グローバル』な人材の育成」、「キャリア教育の推進」、「教育ＩＣＴ環境の整備」、「地域とともにある学校づくりの推進」の１０項目としています。

第２期計画からの変更として、生涯学習や青少年の健全育成の内容を次の基本施策３へ移行しています。また、新たにキャリア教育の推進、教育ＩＣＴ環境の整備、地域とともにある学校づくりの推進について、新たに項目を追加しています。

次に６ページから７ページの基本施策３は「子どもが健やかに成長できる環境づくり」としており、文化・スポーツに係る取組や子どもの健全育成に係る内容としています。

個別施策は、「健やかな体の育成」、「文化活動の推進」、「公共施設を活用した体験・講座の充実」、「子どもの心に関する相談体制の充実」、「青少年の健全育成」、「放課後の子どもの居場所づくり」、「人権にかかる意識の醸成」、「子どもの交通安全の確保」の８項目としています。

第２期計画からの変更として、それぞれ別の基本施策の内容としていた文化・スポーツや青少年の健全育成、放課後の子どもの居場所づくりをこの基本施策に集約しています。

次に 8 ページの基本施策 4 は「障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの支援」としており、障がいのある子どもに係る内容としています。

個別施策は、「障がいの早期発見・相談支援」、「療育体制の充実」、「障がいのある子どもや配慮が必要な子どもへの教育・保育の充実」、「障がい福祉サービス等の提供」、「地域における障がい児支援の充実」、「障がい児に関係する機関のネットワーク体制の充実」、「障がいのある子どものいる家庭への経済的支援」、「医療的ケア児等に対する支援の拡充」の 8 項目としています。

第 2 期計画からの変更として、医療的ケア児等に対する支援の拡充を新たに項目として追加しています。

次に 9 ページの基本施策 5 は「子どもや子育て家庭が安全に安心して過ごせるまちづくり」としており、本市のまちづくりに係る内容としています。

個別施策は、「長期的な視点を持った子育て支援施設の再編・整備」、「良質な居住環境の確保」、「公園等の整備」、「安全・安心な道路交通環境の整備」、「犯罪を未然に防止するまちづくり」、「災害に備えた取組の充実」の 6 項目としています。

第 2 期計画からの変更として、長期的な視点を持った子育て支援施設の再編・整備や災害に備えた取組の充実を新たに項目として追加し、これまで、基本目標 3 の内容としていた防犯カメラの設置についても、犯罪を未然に防止するまちづくりとして項目を追加しています。

次の 10 ページから 16 ページまでは「基本目標 2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」となります。

まず、10 ページから 11 ページまでの基本施策 1 は「多様な子育て支援サービスや相談の場の提供」としており、本市が提供する子育て支援サービスの内容としています。

個別施策は、「子育て支援施策の周知」、「地域子育て相談機関の設置」、「こども家庭センターでの相談支援」、「保育コンシェルジュの配置」、「外国につながる子ども・保護者への支援」、「地域子育て支援拠点事業」、「子育て短期支援事業」、「子育て援助活動支援事業」、「一時預かり事業」、「病児・病後児保育事業」、「育児サポートセンター事業」、「教育・保育施設における相談機能等の充実」、「女性の悩み解決のサポート」の 13 項目としています。

第 2 期計画からの変更として、地域子育て相談機関の設置やこども家庭センターでの相談支援、女性の悩み解決のサポートなどの項目を新たに追加しています。

次に、12 ページから 13 ページまでの基本施策 2 は「母子保健・医療の充実」としており、妊娠から出産、子育てまでの母子保健に係る内容としています。

個別施策は、「妊産婦の健康診査の受診を促進」、「妊産婦の健康診査等の費用負担を軽減」、「伴走型相談支援と妊娠・出産に伴う経済的支援」、「産後ケア事業」、「乳幼児健康診査」、「予防接種事業」、「不安を解消し交流の場となる相談・講習等の充実」、「不妊に悩まれる方への支援の周知」、「孤立を防ぐ訪問活動の充実」、「小児医療・救急体制の充実」の 10 項目としています。

第 2 期計画からの変更として、伴走型相談支援と妊娠・出産に伴う経済的支援や産後ケア事業などの項目を新たに追加しています。

次に、14 ページの基本施策 3 は「子育て家庭への経済的支援」としており、さまざまな経済的支援の内容となります。

個別施策は、「子育てに関する給付」、「こども医療費の助成」、「産前産後における経済的支援」、「幼

児教育・保育・療育の無償化及び副食費の補助」、「学校給食の無償化」、「経済的理由により就学が難しい児童・生徒への支援」の6項目としています。

第2期計画からの変更として、障がいのある子どものいる家庭への支援や妊産婦への支援などを除き、さまざまな経済的支援をこの項目に集約しています。

次に、15 ページの基本施策4は「ひとり親家庭等の自立支援の推進」としており、ひとり親家庭等にかかる取組の内容となります。

個別施策は、「ひとり親家庭等への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援」、「ひとり親家庭等における就労支援の充実」、「ひとり親家庭等への経済的支援」、「ひとり親家庭等への生活支援」、「ひとり親家庭等を支えるまちづくり」の5項目としています。

この基本施策については、第2期計画からの変更はありません。

次に、16 ページの基本施策5は「子育てと仕事の両立のための環境整備」としており、父親の育児参加やワーク・ライフ・バランスの内容を記載しています。

個別施策は、「子育てと仕事の両立に向けた環境整備」、「父親の育児参加の推進」、「女性の再就職の支援」の3項目としています。

この基本施策については、第2期計画からの変更はありません。

次の17 ページから19 ページまでは「基本目標3 子どもや子育て家庭を地域の人々で支える環境づくり」です。

まず、17 ページの基本施策1は「子どもや子育てを見守り支える地域活動の推進」としており、子どもや子育て家庭にかかる地域の取組などの内容を記載しています。

個別施策は、「子育て家庭が暮らしやすい地域環境の整備」、「世代間交流や地域での交流活動の推進」、「家庭や地域の教育力の向上」、「子どもを犯罪等の被害から守るための地域活動の推進」、「子育て支援ボランティア等の養成」の5項目としています。

第2期計画からの変更として、地域における見守りや子育て支援の取組をこの項目に集約しています。

次に、18 ページの基本施策2は「児童虐待への対応」で、虐待防止の取組などの内容となります。個別施策は、「子育て家庭への総合的な相談・訪問支援」、「虐待の対応・連携体制の整備」、「ドメスティック・バイオレンスの防止」の3項目です。

この基本施策については、第2期計画からの変更はありません。

最後に、19 ページの基本施策3は「子どもの貧困対策の推進」です。

こちらは現在作成中の第7章の内容に基づき作成する予定ですので、完成次第改めてお示しさせていただきます。

ここまでが、「第4章 施策の展開」の説明となります。

続いて、資料4をご覧ください。

こちらは、「第6章 ひとり親家庭等の支援」の内容より「基本方針と施策の展開」を抜粋した資料となります。

まず、2 ページと3 ページに「(1) ひとり親家庭等への相談体制の充実と養育費の確保に向けた支援」を記載しています。

2 ページの①情報提供・相談支援の充実では、個別施策を「情報提供の充実」、「母子・父子自立支援

員による相談事業の推進」、「各種相談事業の推進」、「身近な地域での見守り・支援の推進」の4項目としています。

3ページの②養育費の確保及び面会交流に向けた支援では、個別施策を「養育費に関する広報・啓発活動の推進」、「養育費の確保に向けた相談支援」、「養育費の受け取りを支援する取組の実施」、「面会交流に向けた相談支援」の4項目としています。

次に、4ページの「(2) ひとり親家庭等における就労支援の充実」です。

個別施策は、「就労に向けた相談支援及び情報の提供」、「就労・能力開発のための支援」、「保護者の学び直しの支援」、「就労機会創出のための支援」の4項目としています。

次に、5ページの「(3) ひとり親家庭等への経済的支援」です。

個別施策は、「各種制度の周知と適正な利用促進」、「児童扶養手当の適正な給付」、「母子寡婦福祉資金の貸付」、「ひとり親家庭等医療費助成」の4項目としています。

次に6ページと7ページに「(4) ひとり親家庭等への生活支援」を記載しています。

6ページの①生活や子育てに対する支援では、個別施策を「子育て支援事業における優先的配慮」、「日常生活の支援」、「健康づくり・食育の推進」、「住まいの確保」の4項目としています。

7ページの②子どもが健やかに育つ環境づくりでは、個別施策を「子どもの就学支援」、「学習支援の推進」、「子どもの居場所づくりの推進」、「次代の親としての教育の推進」の4項目としています。

最後に、8ページの「(5) ひとり親家庭等を支えるまちづくり」です。

個別施策は、「人権教育・啓発の推進」、「事業者に対する啓発の推進」、「児童虐待の防止」、「地域で支える子育て支援」の4項目としています。

なお、第6章の内容は第2期計画より、文言を一部修正していますが、個別施策等に大きな変更はありません。

説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま、第3期計画に記載する施策の展開について説明がありました。

説明があった内容について、ご意見やご質問等がありましたら挙手のうえ、お願いいたします。

本田委員、よろしく願いいたします。

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

私はPTAの立場で来させていただいてまして、その中でお聞きしたいのが、前提として、施策の展開に書いてある基本理念ですが、これは門真市さんの基本理念なんですか。

というのも、私は教育委員会と関わるのが立場上すごく多いんですね。その中で教育振興計画だったかな、少し忘れてしまいましたけど、そちらにも理念があったと思っていて、この「あふれる笑顔 子どもの輝く未来 門真」というのは、私の中に入ってこないというか、あまり見慣れないなというのがあって、教育委員会で聞いている理念の方がすごく自分には入ってくる。

縦のつながり、横のつながりとかいろいろあったかと思いますが、というところできくと、

これは門真市さんだけの話なんですかというふうに見えてくる、教育委員会は関係しているのかなというのが疑問でして。

例えばですけど、4ページの学校教育の推進というところで、これは、ほぼほぼ教育委員会さんがされる事業というか推進の場じゃないですか。ここにこども政策課さんとしてどのように関わってらっしゃるのかなというのが。

コミュニティスクールというところもあり、環境学習というところもありますけれども、そういった会議とか、実際の現場などに私はよく行きますけれども、そこにいらっしゃることがあるのかなと。

逆に今日の場に教育委員会の方もおられないですし。そういった連携というのはどうなっているのかというのがすごく疑問に感じます。

後ろの方に行けば、例えばですけども17ページまで行き、地域活動の推進というのであれば生涯学習課との連携とかも考えられるのではないかなと。地域会議には私も絡んでいるので、というところで、言葉は悪いですけど、市役所の中での縦割りになっているのですか。

どういうふうに連携してやっているのかというのが、この計画だけでは見えないかなというふうに思うのですけれども。

いかがでしょうか。

(合田委員長)

ありがとうございます。

まず、大きな基本理念のところからですけども、この理念はどこから出てくるのか、それと教育委員会等との兼ね合いというのはどうなのかという質問かと思います。

事務局よりお願いします。

(事務局)

まず、基本理念のところですけども、教育の方では別の計画があることは存じ上げていまして、それとは別に子ども・子育てに関する基本理念を子ども・子育て支援事業計画で定めさせていただいるものになります。

この計画は市で行っています様々な施策、今おっしゃっていただいた教育部分であったり、障がい福祉、あとは地域のご協力といったところもありますけれども、そういった内容を総合的に含めて策定するものとなっています。

連携というところだと、計画に記載しているすべての施策をこども政策課で実施しているわけではなく、市全体で実施している内容を取りまとめて策定していく形となっております。

(合田委員長)

という回答でしたけれども、本田委員、いかがでしょうか。

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

広義の意味での子どもかなと、私が関わっているのは小中学校という限定された子どもというこ

ろが多くなりますので、そういう意味でそれぞれの理念があって当然なのかなというのは、今お聞きして思いました。

一方で、せっかく作って推進していく、学校づくりの推進、教育環境の推進、I C Tの推進など、書かれていることに関して、もっともっと教育委員会と協力してほしい。

やはり、作った時間と労力を無駄にしない協力体制が取られると、もっとこの施策の展開がスピーディかつ実のあるものになるのかなと。

先ほど、大西委員からも話が出ていましたけれども、少子化というのはこの課だけで解決する問題ではなくて、門真市としてのビジョンがぶれているというか不明確なところがあるのではないかと。

どういう学校を作りたいのか、そういう子育てをしたいのかというところを明確にしていく必要があるのではないかというのを感じます。

以上です。

(合田委員長)

ありがとうございます。

今の問いかけに対しての回答は事務局よりありますか。

大丈夫ですか。

横の連携ということで教育関係のところとも十二分に関係性を持ちながら取り組んでいっていただいたらという話だったかと思いますので、1つの意見としてご考慮いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

(足立委員)

よろしいでしょうか。

(合田委員長)

足立委員どうぞ。

(足立委員)

大阪ひがし幼稚園の足立です。

先ほど、大西先生からもご意見がありましたが、私は最近ショックを受けることがありました。

幼稚園ですので、10月1日から入園願書受け付けということで、また保育所やこども園とはシステムが違うのですが、幼稚園ですので他市の保護者も入園を希望したら入って来れると。

当然、許可をするのは幼稚園ということになるのですが、先ほど話があったように幼児が減っていますので、非常に入りやすくなっております。

逆に言うと園児の取り合いになっているのですが、そんな中、11月に入って定員がまだ満ちていませんので、随時、見学説明をさせてもらっています。

先日、5組ほどが見学説明に来られました。皆さん、保育所に行きたいけれども保育所がいっぱいという話がある中で、ご夫婦で来られた方を対応していた園長が質問されたことを後から聞いたのですが、「門真市の園児はどれぐらいいるんですか」という質問があったのです。

この方は門真市在住の方ではないです。うちの園は門真の南端にありまして、いわゆる大阪市、大東市の境目にある幼稚園ですから、他市の園児さんが多いです。

そんな中で、他市の方が見学に来られてそういうことを質問されましたので、なんでですかと聞いたところ、「門真の園児が多いのだったらちょっと」と、こういう返事が返ってきまして、非常にショックを受けました。

それは昔の話だろうと、昔と言っていいのかは分かりませんが、今はもう皆さん子育てにも一生懸命です。

教育の向上ということは門真が全身を挙げて頑張ってもらえますので。水桜小学校、統廃合されて小中連携の小学校になるということで、保護者交流会を幼稚園団体でさせてもらい、非常に夢のある小学校づくりをなさっていることを教育委員会の課長さん等が説明されるのを聞いていて、僕らもわくわくさせてもらいました。

その一方で、そのような見方をされているのだなど。

先ほど本田さんから話がありましたけれども、具体的にもう少し市民に分かりやすい、身近に感じるような、水桜小学校の件も含めて、PRが不足しているんじゃないかなということを非常に感じています。

他市の方がそのような見方をまだされているのだということにすごくギャップを感じて、これは一刻も早く払拭してもらわないといけないのではないかという気持ちです。

これは1つとして、今日いただいた施策の展開の中の3ページに書いています「幼稚園教諭・保育士の確保と資質の向上」。

前回の会議で大西先生と私とでご意見、合田先生からの養成校のご意見を聞かせていただきました。学生が非常に減っていると、だからその辺も取り上げようと聞きましたが、とにかく、はっきり言わせて他市よりも遅れています。

こういうところへ支援するという門真市の政策は非常に遅れています。ほかにもっと、寝屋川市にしても大阪市にしても隣接市はもっと補助を出しています。

あまり詳しくは言いませんが、担当部署もそれはご存じだと思います。

これを早急に改善していただきたい。もちろん、要望書も出しておりますので、改めてこれはお願いしたいと思います。

具体的には、学生さんは奨学金を利用している方が多いので、これを門真市で就職した場合には、これを市が免除するとか、そういうことも具体的にしていただかないと、魅力ある保育士、幼稚園教諭を獲得できないと思います。

今のが質の向上のことで、もう1つが無償化ですね。

これは、14 ページの子育て家庭への経済的支援。要は他の市との子育て家庭の取り合い。これが現状ですね。

どれだけ魅力ある市民への子育てを応援しているのかというのが目に見えないと門真市にわざわざ来てくれません。

やはり、子どもを産まないのは経済的な負担が大きいことが原因となっていますので、教育の無償化、今4番に書いてあることを言っているのですが。

学校給食は完全に5番で無償化されたんですね、ところが保育所は完全ですか。

(事務局)

完全ではないです。

(足立委員)

完全ではない。

要は副食費は無償化されているのですが、主食費の方がまだされていませんので、これも無償化していただきたい。

学校が無償化なのに、その前の就学前施設が有償の部分があるというのは早くやるべきだと思います。

以上、経済的な子育ての支援と保育・教育の質の向上。優秀な人材を確保してほしいと。

この2点をお願いしたいと思います。

(合田委員長)

ありがとうございました。

では、最初に門真のイメージを払拭するための取組という問いがあったと思いますが、それも含めて3つ、今、足立委員の方からあったと思います。

まだまだ門真のそういうイメージが残っているから、実際の取組に対してもっと周知が必要じゃないかということと、人材確保のこと、経済的な支援のこと。

この点について具体的に、早急にというご要望だったと思いますけれども、事務局よりよろしく願います。

(事務局)

いただいたご意見については受け止めさせていただいて、今後改善できる部分については、検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

保育士の人材確保につきましては、こちらも課題として認識しておりますので、いろいろな手法を検討し、対応できるところは対応していきたいと考えております。

主食費の部分の補助につきましても保護者への経済的負担の軽減につながることを認識しておりますが、お金のかかる話ですので、財源も含め検討していきたいと考えております。

(足立委員)

先行投資してください。

(合田委員長)

今の返答でご納得というのは難しいと思いますけれども、経済的支援や人材の確保の中での部分については、養成校として私も前回の会議で発言させていただいたのですが、やはり、数少ない学生の中でも、就職を選択する際は市が取り組んでいるものをかなり重視して見ますので、門真市の方にできるだけ人材が流れるような形を取っていただいたらというのは、私個人としても思っているところであ

ることを申し添えておきたいと思います。よろしくお願いします。

はい。大西委員。

(大西委員)

何点かあるのですが、簡潔に。

資料3と資料4を見させていただきまして、いろいろとメニューを考えていただいているありがたいと思うのですが、その一方、資料4のひとり親家庭への支援ということで子育て世帯の中でひとり親が何パーセントいるのか私も把握はしていませんが、やはり、ひとり親家庭や貧困家庭というのは全体の中で見るとマイノリティなパーセントだと思っています。

圧倒的に、50%以上だとか、そういうことはないと思うので。

このマイノリティに対して支援をしていくということは、僕は全然否定しないし、していただきたいと思うのですが、そもそも、世代別で見た時に子どもという世代がマイノリティなので、そのマイノリティの中のさらにマイノリティだけに力を入れるという話ではなくて。

例えばですね、14ページの産前産後における経済的支援で、門真市民で健康保険に加入している人を対象に出産育児一時金を支給するとか、いろいろとあるのが所得制限なしでやれないかなと思うんですよ。子どもの数が減っているのです。

例えば、健診なんかの費用が、ひとり親世帯とか貧困家庭になるのかな、表現が良いか分からないですけれども、そういった家庭は無料にするとかあるのですけれども、マイノリティの中のマイノリティではなくて、全部の子育て世帯を対象に無料にするという話で進めていかないと、子どもも増えないと思います。

もう1つお願いすれば、この計画案をどれだけ財政が重要視して、これは守らなければならないものだ、絶対実行しないとイケないものだとか受け止めてくれるのかという部分が。

こうやって決まったものをしっかり予算を付けてやっていこうというものに、財政言うことを聞けよということではないですけど、なっていたきたい。

もう1点だけすみません。7ページですね、放課後の子どもの居場所づくりというのがあって、かつて僕が子どもだった時に公園だったりしたものが、今は児童クラブになっているのですけれども。

児童クラブは各小学校で行われていて、例えばですけれども、この小学校の遊具はもう何年前に入った物なのかなと、この辺の子どもの遊び場として、児童クラブの物も使うでしょうけど、小学校の子どもが日常的に使う遊具。こういうのがどんどんどんどん新たに入れ替えていってもらうような計画とか。

私は子どもと一緒に休みの日に公園に行きますけれども、鶴見緑地公園、守口の大枝公園とかも休みの日に行きたくなる公園ですよ。休みの日に行きたくなるような公園が門真にはなくて、新しい遊具があって、こんなことができて、キッチンカーが来てといろいろとありますけれども。

キッチンカーが来なくても、休みの日に市民が行きたくなるような公園、ここには整備という言葉が大きすぎて、遊具を整備しますというのは新しく遊具を入れるという意味もあるし、修理しますとかそういう意味もあります。公園の整備というと公園の草を刈るのも整備ですけど、新しく公園を作るのも整備だから。

新しく公園を作るよ、じゃないけれども、子どもが町に溢れていきたくなくなるような、そういう夢のあ

る計画を。そこにちょっと具体的な計画を入れていただきたいなど。

本当に子どもが減っていますので、町に子どもが溢れるような未来を期待していますので、よろしくお願いします。

(合田委員長)

ありがとうございました。

今、大西委員より、いろいろとありましたが、まず、財政の方をつけているのかということで、そこで実現性が高まっていくのではないかとということ、教育環境・設備のところで具体的なものをというところが問いかかけのメインかなと思いましたので、事務局よりよろしくお願いします。

(事務局)

ご意見をいただきありがとうございます。

限られた財源の中での運営というところもございますので、こういう意見をいただいたというところは、きっちりと整理させていただきます。

本日は、道路公園課等、まちづくり部の同席はありませんので、いただいた意見については必ずお伝えしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(大西委員)

あと、健診等もすべての世帯を対象とした無償化などを、所得制限をなしにして市民に等しく恩恵が受けられるような。ぜひ、財政にかけあっていただきたいと思います。

(合田委員長)

それも含めて、ご検討いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

でしたら、他の委員はいかがでしょうか。

ないようでしたら、次の議題の「量の見込みと確保方策について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

それではご説明いたします。

資料5をご覧ください。

こちらは、計画の「第5章量の見込みと確保方策」の内容を抜粋した資料となります。

まず、2ページには量の見込みの算出の考え方を記載しています。

量の見込みは、原則として国の手引きで示された方法により算出しますが、算出した数値が実態とかい離している場合や手引きで算出方法が示されていない場合は事業を所管する部署と調整し、計画期間における子どもの推計人口や過去の利用実績に基づき算出しています。

また、同じページに計画期間における子どもの推計人口を記載しています。

計画には0歳～5歳のみ記載しますが、この資料では、量の見込みを算出する際に使用する0歳～17歳までの数値を参考として記載しています。

次に、3 ページの幼児期の教育・保育の提供区域や量の見込み、確保方策の方向性について記載しています。

1 つ目の提供区域については、前回の会議でお示ししたとおり国道 163 号を境として南北に区分するとしています。

2 つ目の量の見込みについては、国の手引きに従い、幼児教育・保育の認定区分である 1 号認定～3 号認定に分けて算出するとしています。

なお、1 号認定は 3 歳～5 歳で幼稚園や認定こども園の教育部分を利用する者、2 号認定が 3 歳～5 歳で保育所や認定こども園の保育部分を利用する者、3 号認定は 0 歳～2 歳で保育所や認定こども園の保育部分、地域型保育事業を利用する者となります。

3 つ目の確保方策の方向性については、共働き世帯の増加や子ども・子育てに係る制度の変更等の社会情勢の変化、本市のまちづくりの進展等により、教育・保育ニーズは随時変化していくことが予想されるため、計画で示す推計児童数や教育・保育のニーズ量が実態と異なる場合は、計画の中間年度を目途に、適切なニーズ量への見直しを検討し、状況に応じて新たな確保方策の必要性についても判断していくとしています。

次の 4 ページから 7 ページは、1 号認定から 3 号認定までの量の見込みと確保方策を記載しています。

内容に入る前に、各認定に共通する内容を先に説明します。

まず、各認定は全域、北部、南部の 3 つの表があり、全域の数値は北部と南部を合計した数値となります。

表の項目である量の見込みは、保育所などの施設を利用すると想定される児童の数となっており、確保方策は市内施設が受け入れ可能な人数として定めている定員数となります。

過不足の欄がプラスの数値である場合は、量の見込みが確保方策を下回っており、想定される利用者数に対して十分な定員を確保できていることになり、反対に過不足がマイナスである場合は、量の見込みが確保方策を上回っており、定員が不足していることになります。

それでは、まず 4 ページの 1 号認定を見ていただきますと、全域、北部、南部ともに過不足がすべてプラスですので、想定される利用者数に対して十分な定員を確保できていることになります。

次に、5 ページの 2 号認定をご覧ください。

こちらは、量の見込みを「幼児期の学校教育の利用希望が強い」と「上記以外」に分けて記載していますが、合計の数値を見ていただければ大丈夫です。

こちらも、全域、北部、南部ともに過不足がプラスですので、想定される利用者数に対して十分な定員を確保できていることになります。

次に 6 ページの 3 号認定をご覧ください。

3 号認定は 1・2 歳と 0 歳に分けて記載することとされていますので、まずは 1・2 歳の内容となります。

量の見込みは、1 歳と 2 歳に分けて記載していますが、こちらも合計の数値を見ていただければ大丈夫です。

北部については 8 年度を除き、過不足がマイナスですので、想定される利用者数に対して定員が不足

することとなります。

しかし、全域と南部はいずれの年度も過不足がプラスですので、想定される利用者数に対して十分な定員が確保できていることとなります。

そのため、北部だけでは定員が不足しているものの、市全体で見ると十分な定員を確保できていることとなります。

次に 7 ページの 3 号認定の 0 歳です。

こちらは北部、南部、全域ともに過不足がプラスですので、想定される利用者数に対して十分な定員を確保できているということとなります。

ここまでの、教育・保育の内容となり、次の 8 ページからは地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策となっています。

まず、8 ページをご覧ください。

量の見込み等を定めることとされている地域子ども・子育て支援事業の一覧を記載していますが、前回の会議でお示しした内容から新たに追加した事業があります。

追加したのは、13 の児童育成支援拠点事業、14 の親子関係形成支援事業、15 の妊産婦等包括相談支援事業、16 の乳児等通園支援事業、17 の産後ケア事業で、これらは児童福祉法の改正により新たに地域子ども・子育て支援事業として定められた事業となります。

なお、提供区域はすべて全域とさせていただいています。

それでは、各事業の量の見込みと確保方策を説明させていただきます。

まず、9 ページの利用者支援事業をご覧ください。

こちらは、子ども及び保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるような必要な支援を行うものです。

第 2 期計画では、基本型、特定型、母子保健型の 3 区分でしたが、令和 7 年度より母子保健型がなくなり、こども家庭センター型が新たに追加されます。

また、基本型は、子育て支援相談機関の箇所数も記載することとされました。

量の見込みは、基本型が 1 箇所、そのうち、子育て支援相談機関が 1 箇所、特定型が 1 箇所、こども家庭センター型が 1 箇所としており、確保方策も同数としています。

次に、地域子育て支援拠点事業です。

こちらは、主に乳幼児とその保護者が相互に交流する場を開設し、子育てについての相談支援や情報提供などを行う事業です。

量の見込みは、保健福祉センター内のひよこる〜むと市民プラザ内のなかよし広場の利用人数となり、いずれの年度も、のべ 15,000 人以上としています。

また、確保方策は実施箇所数で現在と変わらず 2 箇所としています。なお、この 2 箇所により量の見込みで定める利用者数の受け入れが可能です。

次に 10 ページの妊婦健康診査です。

こちらは、母子保健法に基づき、妊婦や胎児の健康診査を行う事業です。

量の見込みは、いずれの年度も、のべ 8,000 人以上としています。

また、確保方策は国の手引きで特に定められていないため、第 2 期計画と同様に実施期間や検査内容を記載しています。

次に乳児家庭全戸訪問事業です。

こちらは生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や子育てに関する助言などを行う事業で、この事業と別に実施している新生児訪問を合わせて対象となるすべての家庭を訪問しています。

量の見込みは、いずれの年度も利用実人数で300人ほどとしています。

また、確保方策は、国の手引きで定められていないため、第2期計画と同じ内容としていますが、表記の仕方を一部変更しています。

次に、11ページの養育支援訪問事業です。

こちらは、養育支援が特に必要と判断した家庭に保健師や保育士等が訪問し、養育に関する助言などを行う事業です。

量の見込みは、いずれの年度も3人としています。

確保方策は、第2期計画では実施体制と委託先を記載していましたが、第3期計画では利用実人数とし、量の見込みと同数としています。

次に、子育て世帯訪問訪支援事業です。

この事業は、第3期計画から新たに追加している事業で、要支援児童の保護者に対し、居宅で子育てに関する情報提供や養育にかかる援助を行うものです。

量の見込みはいずれの年度も、のべ150人程度としており、確保方策も同数としています。

次に、子育て短期支援事業です。

この事業は保護者に疾病等により家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで子どもを一定期間、養育や保護をする事業です。

量の見込みはいずれも、のべ60人程度としており、確保方策も同数としています。

次に、12ページの子育て援助活動支援事業です。

この事業は、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、お互いに助け合う相互援助活動事業です。

量の見込みはいずれの年度も、のべ400人程度としており、確保方策も同数としています。

次に、一時預かり事業です。

一時預かり事業は、幼稚園型と幼稚園型を除く2つの類型があります。

まず、幼稚園型は、幼稚園等が在園児を対象に、教育時間の前後や長期休暇期間等に一時的に預かりを実施する事業です。

量の見込みはいずれの年度も、のべ30,000人以上としており、確保方策も同数としています。

次に、幼稚園型を除くは、保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもを一時預かりをする事業です。

量の見込みはいずれの年度も、のべ5～6,000人程度としており、確保方策も同数としています。

次に13ページの時間外保育事業です。

この事業は、保育認定を受けた子どもが保育所などで通常の保育時間を超えて延長して保育を実施するものです。

こちらは、提供区域が2区分のため、北部と南部に分けて量の見込みを設定しています。

利用実人数で北部が300人程度、南部が200人程度としており、確保方策も同数としています。

次に病児・病後児保育事業です。

この事業は、病気や病気回復期の児童を保護者が就労等で保育できない場合に医療機関等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業です。

量の見込みは、のべ8,000～9,000人程度としており、確保方策は7年度から9年度が2,880人、10年度と11年度が4,320人としています。

また、確保方策には、実施箇所数も設定しており、北部は病児が2箇所、病後児が1箇所、南部は病児が1箇所、病後児が1箇所としています。

次に14ページの放課後児童健全育成事業です。

この事業は、放課後に児童に対して適切な遊びと生活の場を提供するもので、市内の全小学校で実施しています。

量の見込みは登録児童数が1,200～1,300人程度としており、確保方策も同数としています。

合わせて、放課後健全育成事業と一体的に実施している放課後こども教室の量の見込みも記載しています。

この事業は、学校の余裕教室などを活用し、体験型の学習などを実施するものです。

量の見込みは、7年度が26回、8年度以降が24回となっており、確保方策も同数としています。

次に、児童育成支援拠点事業です。

この事業は、養育環境等に課題を抱える児童に対して生活習慣の掲載や学習のサポート、食事の提供等を行うなど包括的な支援を提供する事業です。

量の見込みは、利用実人数で7年度～9年度が5人、10年度・11年度が4人としています。

確保方策は、7年度は0人、8年度以降は量の見込みと同数としています。

次に15ページの親子関係形成支援事業です。

この事業は保護者や児童に対し、講義やグループワーク等により児童の心身の発達状況に応じた情報提供や相談、助言をする事業です。

量の見込みは、利用実人数で7年度～9年度が5人、10年度・11年度が4人としています。

確保方策は、7年度は0人、8年度以降は量の見込みと同数にしています。

次に妊産婦等包括相談支援事業です。

この事業は、妊婦やその配偶者に面接等を実施し、情報提供や助言、必要に応じて支援につなげる伴走型相談支援です。

量の見込みは、いずれの年度も面談の実施回数を2,145回としており、確保方策も同数としています。

次に乳児等通園支援事業です。

この事業は、こども誰でも通園制度のことで6カ月から3歳未満で保育所等に入所していない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず月10時間を上限に保育所等で適切な遊びや生活の場を与える事業です。

量の見込みは、0歳から2歳それぞれに分けて設定しており、0歳は26・7人、1歳が15人、2歳が12人としています。

また、確保方策については、7年度はすべて0人としていますが、8年度以降は設定する人数を増やし、11年度に量の見込みと同数となるようにしています。

最後に 16 ページの産後ケア事業です。

この事業は、出生後 4 カ月未満の乳児及びその母親を対象に、市内の産科医療機関で宿泊及び日帰りで心身のケア等をするほか、出生後 1 歳未満の乳児及びその母親を対象にアウトリーチによるケアをするものです。

量の見込みは、いずれの年度も、のべ 200 人程度としており、確保方策も同数としています。

これらの内容で第 3 期計画の量の見込みと確保方策を定めさせていただければと考えております。説明は以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局より第 3 期計画で定める量の見込みと確保方策について説明がありました。

今の説明内容につきまして、問いかけ若しくはご意見がありましたら挙手のうえ、よろしくお願いします。

はい。本田貴裕委員、お願いします。

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

小学校、中学校で今、大きな問題になっていることが 2 つあるのですが、1 つが不登校、もう 1 つが学習の遅れです。

今、この資料を拝見していて、不登校関係はどこに当たるのでしょうか。これが 1 つ目の質問です。

(合田委員長)

よろしいでしょうか。

それでは、不登校の量の見込みと確保方策はどこに書いているのですか、という問いかけだと思いますが、事務局よりよろしくお願いいたします。

(事務局)

この地域子ども・子育て支援事業は法律で定められているものでして、不登校に焦点を当てた事業は、定められておりませんので、この計画には量の見込みと確保方策の記載はございません。

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

学習のプログラムなので、該当しないのかなと推測されるのですが。

振り返れば、骨子案の方に逆にに入れていただいて。

やはり、ここは教育委員会とかの話ではなくて、非常に問題になっています。不登校関係は。

結果、学習の遅れ、コミュニケーションの不足というところも出ているのかなと思いますので、ご一考いただいたらと思います。

(合田委員長)

ありがとうございます。

でしたら、今のはご要望という形で検討いただければと思います。

よろしくお願いします。

他、いかがでしょうか。

大西委員どうぞ。

(大西委員)

13 ページの病児・病後児保育事業、これは次年度から 10 倍近く人数が跳ね上がるというのは、これは計算間違いではないかなというぐらいで、令和 7 年度から 0 が 1 個増えるぐらいで。

事業箇所も特に増えないので、これはカバーできるのかなと。

(合田委員長)

今の大西委員の病児・病後児保育が来年度から、すごく人数的に増えるというところで大丈夫なのかという問いかけです。事務局はよろしくお願いします。

(事務局)

まず、量の見込みの算出の仕方につきましては、国から手引きで示されていまして、基本的には昨年度の 3 月に実施させていただいたニーズ等調査の結果に基づいて算出することとされています。

ここに記載させていただいているのは、手引きに沿った方法で算出した数値とさせていただいています。

(合田委員長)

ニーズ等調査の結果に基づいての算出ということでしたが、大西委員いかがでしょうか。

(大西委員)

はい。大丈夫です。

(安井委員)

よろしいでしょうか。

病児・病後児保育ですけれども、確かに数値がすごく高いので、量の見込みにお出しするのは、ともいますが、病児・病後児保育は門真市では 5 病院でしか受診できなくて、その病院で受診して病児保育利用の申請書をもらってからの利用というところがすごくハードルが高いです。

皆さん、自分の地域の、ご家庭のかかりつけ医からこの申請書がもらえれば、もっと利用がしやすくなるのではないかな。

この量の見込みの数値にも近づくとお思いますので、申請書をもらえる病院を増やしていただけたらと思います。

それから、2 番の地域子育て支援拠点事業ですけれども、こちらの方はコロナが終わってどんどん利

用者の方は増えております。ただし、門真市の方ばかりというわけではなく、守口市の方がたくさん利用されている現実があります。

先ほど大枝公園など素敵な公園があるとおっしゃられていましたけれども、守口市ないしはここがいいなということで『ひよこる〜む』にも来ていただいています。

それと、『ひよこ〜む』の遊ばせ方ですけれども、今まではその場所に来て、子どもが公園の代わりで遊んでいるような遊ばせ方だったのですけれども、今はお母さんたちが主導を取りまして、何かの行事の組み立てであったりなどに一緒に参加することで、どんどんお母さんたちの輪も広がり、皆さん楽しんでるように思っていますので、その辺りの取組も工夫をしながらやっていきたいと思っております。

(合田委員長)

それでは、1つ目の指定の病院が5つしかなく、そこでの受診申請がなければ利用ができないところを拡充できないかというものについて、事務局よりお願いします。

(事務局)

連絡票の発行につきましては、門真市医師会と調整をしております、拡充する方向で話を進めているところでございます。

(合田委員長)

ありがとうございます。

増やす方向で検討しているところですが。

(安井委員)

ありがとうございます。

(合田委員長)

2点目の方は。

(事務局)

子育て支援拠点事業の方はご質問でしたでしょうか。

(安井委員)

質問というわけではなく、そういう場所をもっと拡充できるよう努力してまいりますということで。

(合田委員長)

それでは安井委員はよろしいでしょうか。

他に何かありましたら。

大西委員どうぞ。

(大西委員)

すみません。

地域子育て支援拠点事業は北と南に1箇所ずつ、門真市では長年ずっとそうなんですけれども市の規模から見ても2拠点というのは少ないんじゃないかと思ってまして。

南北にあるのであれば、東西にも1箇所ずつとか、今後そういった子育て世帯、園に通っていない子どもも含めて子育て支援ができる拠点を増やしていくという計画があればうれしいなという話です。

(合田委員長)

国道163号を挟んで北南にというところですけども、必要とする子どもさんのことも考えたら東西の縦割りという形も必要じゃないかというご意見だったと思います。要望というところでしたけれども、どうでしょうか。

(事務局)

ご意見としていただいております。ありがとうございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

他、いかがでしょうか。

でしたら、議題4「その他」について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

今後予定になりますけれども、本日説明させていただいた内容と、現時点で作成できていない部分を取りまとめ、12月後半から1月半ばごろまでには計画として固めていく予定としております。

ですので、皆様には、計画が固まった時点でもう一度内容を示させていただきまして、ご意見をいただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

事務局より、計画を作り上げる作業を12月から1月にかけて取り組みたいと、それに対してまた皆様のご意見を募りたいという話でしたが、何かご質問等がありましたら。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題はすべて終了しましたので、第2回門真市子ども・子育て会議を終わりたいと思います。

皆様、貴重なご意見をありがとうございました。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

(以 上)